

【ミュージックスタジオフォルテ メンバースカードご利用約款】

第1条 (会員)

会員とは、有限会社菊邑（以下「弊社」といいます）の会員規約に同意の上弊社会員に入会した者で、かつ、このご利用約款（以下「約款」といいます）を承認のうえ、所定の手続きにより「ミュージックスタジオフォルテ メンバースカード」（以下「会員カード」という）の入会を申し込まれ、弊社より会員カードを発行された個人をいいます。なお、個人が重複しての入会はできません。

第2条 会員カードの発行・貸与

1. 弊社は、ミュージックスタジオフォルテ メンバースカード取扱店（以下「取扱店」といいます）において、会員1名につき1枚の会員カードを発行いたします。（なお、取扱店の所在地等は、弊社ホームページでご確認いただけます。）
2. 会員カード発行の際は、ご本人を証明できる身元確認書類（※1）のご提示等、弊社所定の手続きを経て行うこととします。
3. 会員カードは、他人に譲渡・貸与することはできません。

第3条 会費

入会金・年会費その他会員になるための費用は一切かかりません。

第4条 会員カードの機能

会員カードは、会員の識別及び、弊社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、またチャージされた金額をもって取扱店において利用料金の支払いをする（以下「プリペイド支払い」といいます）ことができる機能と、チャージ時または現金での支払い時に規定のポイントを会員に登録する機能を持ちます。

第5条 会員カードの利用

1. 会員が会員カードにチャージしたとき、チャージ金額に応じて会員に対してポイントを登録します。また、取扱店の利用料を現金で支払うとき、レジ精算前に会員カードをご提示いただいた場合に限り、ご利用金額に応じて会員に対しポイントを登録します。なお、プリペイド支払いの場合はポイントの登録はしません。
2. ポイント登録は、上記条件に基づき金額100円につき3ポイントを登録します。100円未満はポイント対象外となり、登録しません。ただし、時期によりポイントの還元率が異なることがあります。
3. 登録されたポイントは1ポイント=1円として次回ご利用の際に利用料金の一部または全部としてご利用いただけます。
4. 会員カードは、一部取扱店でご利用できない場合がございます。
5. 会員カードのご利用は会員ご本人に限ります。複数の会員カードのポイントは合算いたしません。

第6条 チャージの方法

1. 会員カードへのチャージは取扱店にて承るものとします。
2. 会員カードへのチャージは現金のみによって行うことができます。
3. チャージは1,000円単位、チャージ蓄積上限（支払可能金額）は100,000円とします。

第7条 チャージ残高及びポイントの残高照会

チャージ残高及び、ポイント残高（以下「残高」といいます）は、レシートに表示されるほか、取扱店及び弊社ホームページでご確認できます。取扱店にて残高を確認される場合には、残高を確認したい会員カードをレジまでお持ちいただくものとします。弊社ホームページにて残高を確認される場合は、会員カード裏面に記載された16桁のカード番号と4桁のPIN番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ部分を軽くこすっていただくと4桁の番号が現れます）が必要です。弊社ホームページにおいては、残高の他、ご利用の履歴確認も可能です。但しシステムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は弊社が定めるところによります。

第8条 ご利用期限に関する制限（重要）

会員カードを最後にご利用（チャージ、プリペイド支払い及び、ポイント登録をいいます）いただいた日を起算日として5年間会員カードのご利用が無い場合は、会員カードは無効となり、会員資格及び残高の全ては失効します。この際、残高の有無に関わらず返金はしないものとします。会員は、会員カードを長期間ご利用されない場合、十分注意しなければならないものとします。

第9条 会員カードの換金

会員は、会員カード自体または会員カードの残高の換金等について一切請求することができないものとします。ただし、弊社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により会員カードの取扱いを全面的に廃止する旨、弊社が決定した場合は、例外的に会員は弊社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、弊社所定の方法により残高を確認した上で、残高を返金致します。その際、返金後のカードは混乱を避けるため弊社にお引渡しいただくものとします。

第10条 会員カードの再発行

1. 会員カードを万一紛失した場合、または汚損、破損により会員情報及び、残高の識別が不能となった場合は、速やかに取扱店にご連絡いただき、会員カードの再発行手続きをしていただくものとします。その際、識別不能のカードは、混乱を避けるため弊社にお引渡しいただくものとします。
2. 会員カードの再発行は、ご本人を証明できる身元確認書類（※1）のご提示等、弊社所定の手続きを経て行うこととします。
3. 新しい会員カードの発行にあたっては、会員カードの図柄及び属性は弊社が指定させていただくものとします。なお、紛失、盗難等により会員カードが第三者に不正に利用された場合、又は残高の失効等について、弊社はその一切の責を負いません。

第11条 不正な取得・利用等

次のいずれかに該当するときは、弊社は調査のため一時的に会員カードをお預かりできるものとします。調査の結果、会員カードの不正取得または想定していない利用方法であると判断した場合は、弊社は会員に会員カードのご利用をお断りし、会員カードを失効扱いとしたうえで、当該会員カードを弊社にお引渡しいただくものとします。

- (1) 会員カードが会員ご本人のものではない場合
- (2) 会員カードが不正な方法により取得されたものである場合
- (3) 会員カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
- (4) その他、会員カードが不正に利用された場合

なお、本条1項において会員カードが失効した場合、弊社は当該会員カードの交換・再発行などには一切応じません。

第12条 退会

次のいずれかに該当する場合は退会とさせていただきます。その場合、残高は消滅するものとし、会員カードはすみやかに弊社に返却するものとします。

- (1) 会員ご本人から取扱店に退会する旨のお申し出をされた場合
- (2) 第8条の規定する取り扱いにより、会員カードの最終ご利用日から5年間ご利用がない場合
- (3) 本約款及びその他弊社が定める規約に違反した場合
- (4) 申込時に虚偽の申告をした場合
- (5) お亡くなりになったとき

第13条 再入会

本約款第12条(1)、(2)による退会后、再度会員カードの発行をご希望される場合は新規入会扱いとなります。

第14条 登録事項の変更

ご住所、お名前、お電話番号等の登録事項に変更がある場合には、取扱店まで速やかにお届けください。お届けがない場合、ご連絡・ご通知が届かず、特典が受けられなくなる場合がございます。

第15条 個人情報について

ご登録いただきました会員の個人情報に関しましては、個人情報保護法等関連法令、及び弊社プライバシーポリシーに従い、適切にお取り扱いいたします。

第16条 システム保守・障害等

会員カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、会員カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により会員カード取扱店舗の一部または全店舗において、弊社は予告なく会員カードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、会員カードがご利用いただけないことから会員に不利益または損害が生じた場合でも、弊社は一切の責任を負いません。

第17条 約款の変更

弊社は弊社の判断において予告無く約款を変更することができるものとします。約款を変更する場合、弊社は取扱店及び弊社ホームページにおいて変更後の約款を弊社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

第18条 サービスの終了

弊社は、会員に通知の上、本約款に基づくサービスの一部または全てを終了できるものとします。これにより、会員カードがご利用いただけなくなったことから会員に不利益または損害が生じた場合でも、弊社は一切の責任を負いません。前項の通知は、弊社ホームページへの表示又はご登録いただいた電子メールアドレスへの送信等によるものとします。なお、通知の効力は、弊社が当該通知をホームページに表示する方法による場合には、表示した時点において、電子メールを送信する方法による場合は、送信した時点で効力を生ずるものとします。

第19条 担保設定の禁止

1. 会員は、会員カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
2. 弊社は、会員の当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第20条 裁判管轄

約款に基づく取引に関して弊社との間に紛争が生じた場合、弊社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

※1 身元確認書類（下記の中から一通）

運転免許証・日本国旅券（有効パスポートまたは失効後6ヶ月以内のパスポート）・宅地建物取引主任者証・船員手帳・海技免状・電気工事士免状・無線従事者免許証・官公庁（官公庁の共済組合を含む）職員の身分証明書（写真貼付のもの）・身体障害者手帳（写真部分に押し出し印またはラミネートが貼付のもの）・健康保険証・国民健康保険証・船員保険証・共済組合員証・介護保険者証・国民年金手帳（証書）・厚生年金手帳（証書）・船員保険年金手帳（証書）・共済年金証書・恩給証書・学生証・公の機関が発行した資格証明書・療育手帳（いずれも写真貼付で生年月日記入のもの）・老人保健法医療受給者証。外国人登録証明書・自国の有効パスポート等、身分を証明できる公機関が発行する（写真貼付で生年月日記入）書類。

会員カード発行元 有限会社菊邑

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-8-1 東京芸術劇場 1階

TEL: 03-5956-5641 FAX: 03-5956-5690

営業時間 9時～22時

E-mail: info@forte-music.jp

<http://www.forte-music.jp>